

事 故 処 理 基 準

目 次

第 1 章	総 則 ・ ・ ・ ・ ・	1 ページ
第 2 章	事故発生時の通報 ・ ・ ・ ・	1 ページ
第 3 章	事故の処理等 ・ ・ ・ ・	3 ページ
第 4 章	事故対策本部の設置等 ・ ・ ・	5 ページ

第1章 総 則

(目的)

第1条 この基準は、当社の運航中の船舶に係わる事故の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故の原因を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 この基準において、事故とは当社の運航中の船舶に係る事故又は事件（以下「事故」という。）で、次に掲げるものをいう

- (1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、重大な負傷若しくは疾病又は他の重大な人身事故（以下「人身事故」という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、行方不明、重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強盗、殺人、傷害又は暴行等の不法行為による運航の阻害

(軽微な事故への準用)

第3条 本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

- 2 船長は関係国の捜索救助機関（日本にあっては最寄の海上保安官署）等への連絡は、別表標準船舶非常連絡表の連絡先とする。
- 3 運航管理者は事故が発生したときは速やかに事故の状況について判明したものから逐次電話（FAX等を含む）又は口頭で国土交通省及び地方運輸局等に報告するものとする。
- 4 非常連絡先は、原則として、2項の別表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で連絡すべき範囲を限定することが出来る。
- 5 非常連絡先の電話番号等は運航管理者にて最新の情報により随時訂正されなければならない。

(非常連絡事項)

第5条 事故が発生した場合は、原則として次の区分により行なうものとする。

1. 全事故に共通する事項

- | | | | | |
|-----------------------------|----------|-------|-------|------------|
| 2. 船名 | 2. 事故の種類 | 3. 日時 | 4. 場所 | 5. 発航地、仕向地 |
| 6. 死傷者または行方不明者の有無（旅客、乗組員別）等 | | | | |
| 7. 当時の気象海象 | | | | |
| 8. 事故措置への助言及び救助の要否 | | | | |

2. 事故の種類による事項

事故の種類	連絡事項
火災事故	1. 出火場所及び火災の状況 2. 出火原因 3. 船体及び機器の損傷状況 4. 消火作業の状況 5. 消火の見通し 6. 積荷損傷の有無 7. 積荷の種類、危険物の有無
衝突事故	1. 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等） 2. 船体及び機器の損傷状況 3. 浸水の有無（あるときは浸水事故に掲げる事項） 4. 流出油の有無（あるときは油流出事故に掲げる事項） 5. 自力航行の可否 6. 修理の要否 7. 相手船の船名、船主、国籍、発航港、仕向港 8. 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等） 9. 積荷損傷の有無
座礁・座州	1. 乗り揚げの状況（乗り揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体の傾斜、喫水の変化、陸岸との関係等） 2. 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 3. 流出油の有無（あるときは油流出事故に掲げる事項） 4. 浸水の有無（あるときは浸水事故に掲げる事項） 5. 船体及び機器の損傷状況 6. 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 7. 離礁の見通し及び陸上からの救助の要否
浸水事故	1. 浸水箇所及び浸水の原因 2. 浸水量及びその増減の程度 3. 船体及び機器の損傷状況 4. 浸水防止作業の状況 5. 船体に及ぼす風浪の影響 6. 浸水防止の見通し 7. 流出油の有無（あるときは油流出事故に掲げる事項）
重大故障事故	1. 事故の状況 2. 事故の原因 3. 措置状況 4. 周囲の状況（気象海象の状況、避泊地の有無等） 5. 必要な手配
人身事故 （行方不明除く）	1. 事故の発生状況 2. 死傷者又は疾病者の人数、職名、氏名 3. 発生原因 4. 負傷又は疾病の程度 5. 応急手当の状況 6. 緊急下船の必要の有無
旅客、乗組員等の 行方不明	1. 行方不明が判明した日時及び場所 2. 行方不明の日時、場所及び理由（推定） 3. 行方不明者の氏名等 4. 捜索方針、方法等 5. 行方不明者の遺留品等
強盗、殺人、暴行 等の不法行為	1. 事件の種類 2. 事件派生の端緒及び経緯 3. 被害者の人数、氏名、被害状況等 4. 被疑者が凶器を所持している場合はその種類、数量等 5. 措置、状況等
油流出事故	「油濁防止緊急措置手引書」の表1に示す初期通報標準様式による事項。 （油流出事故対応手順書参照）

3. 上記連絡事項を記載した報告様式（FAX用紙）を船舶に備え置くものとする

(船長がとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確な情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにも拘らず船舶の動静を把握できないときは、直ちに経営トップ及び安全統括管理者に報告の上、第4条（非常連絡）に従って関係機関に通報しなければならない。

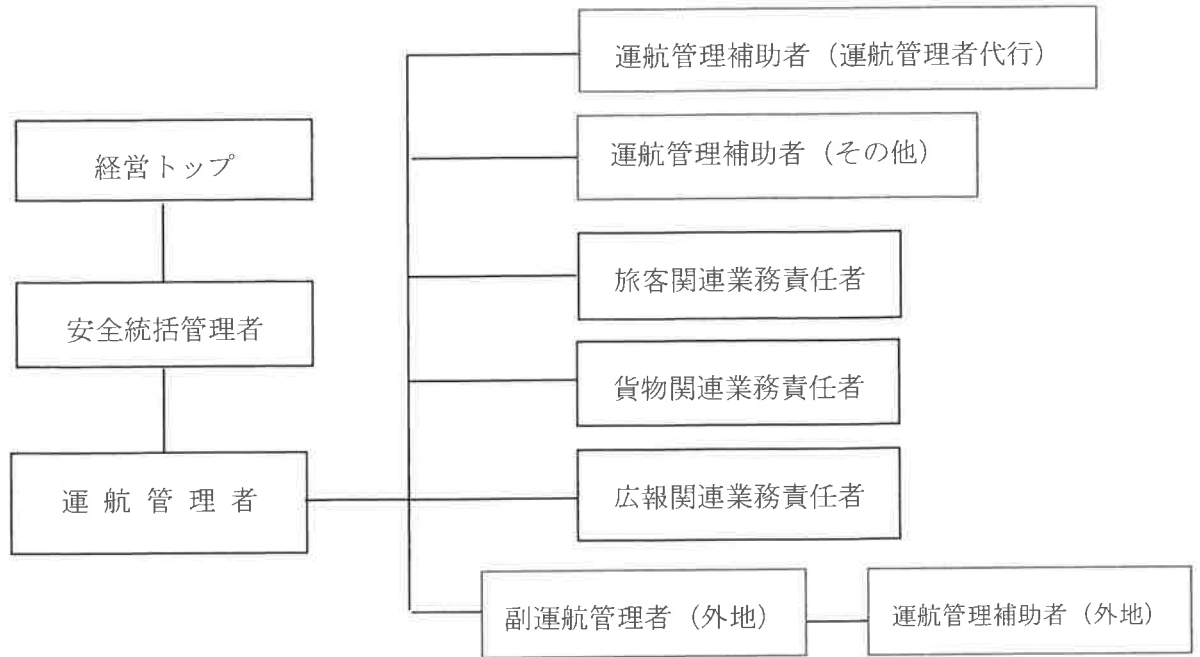
3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに運航管理者がとるべき必要な措置はおおむね次のとおりである。

- (1) 事故の事態把握及び救護に必要な情報の収集及び分析
- (2) 経営者及び安全統括管理者への報告（経営トップは重大海難と判断した場合は、事故対策本部の設置を指示する。）
- (3) 国土交通省 及び地方運輸局への報告
- (4) 海上保安官署への救助要請
- (5) 行方不明者の捜索船等の手配
- (6) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (7) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (8) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (9) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(運航管理者の指揮する事故処理組織)

第8条 事故対策本部を設置する場合以外の運航管理者が行なう事故の処理に必要な組織は次表のとおりとする。

事故処理組織表 (安全管理手引書参照)



- 2 運航管理者は、事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。
- 3 事故処理組織の要員として指名された者は、事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。
- 4 運航管理者は外地での事故発生について、副運航管理者を指揮して協力をあおぐものとする。
- 5 運航管理者は、事故対策本部が発動されることとなった場合は、それが確立されるまでの間、本条による組織で事故処理を継続し、これを円滑に引継がなければならない。

(医療救護の連絡等)

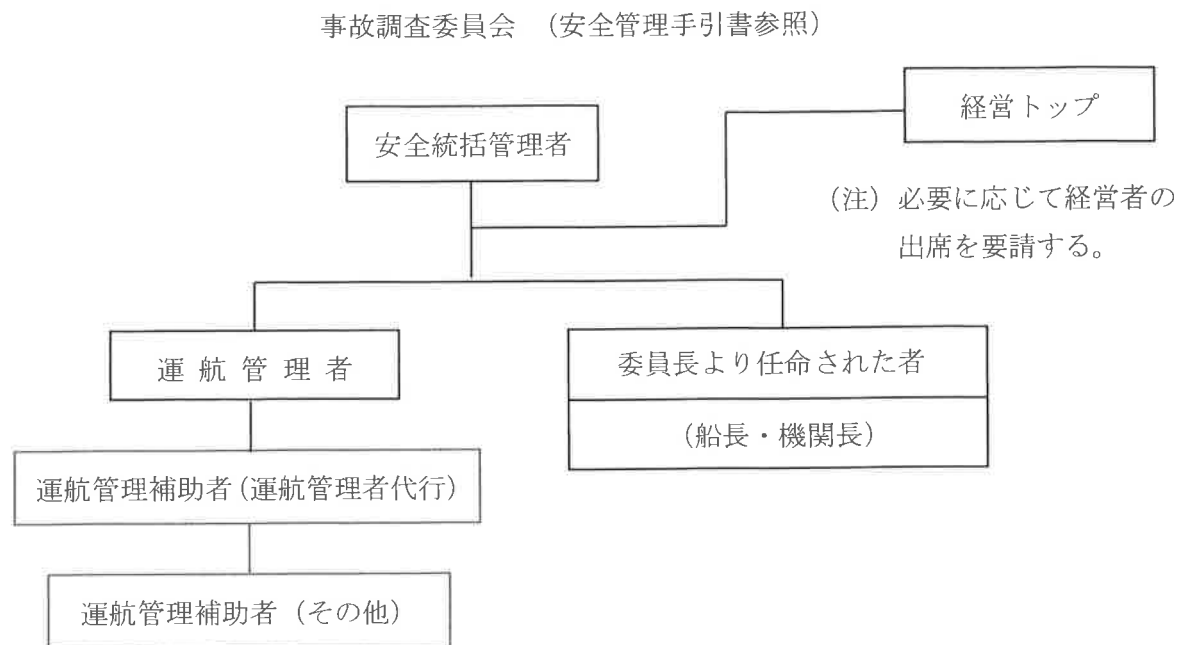
第9条 船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は別表「標準船舶非常連絡表」により病院と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

(現場の保存)

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後当該運輸局及び海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行なうとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

(事故調査委員会)

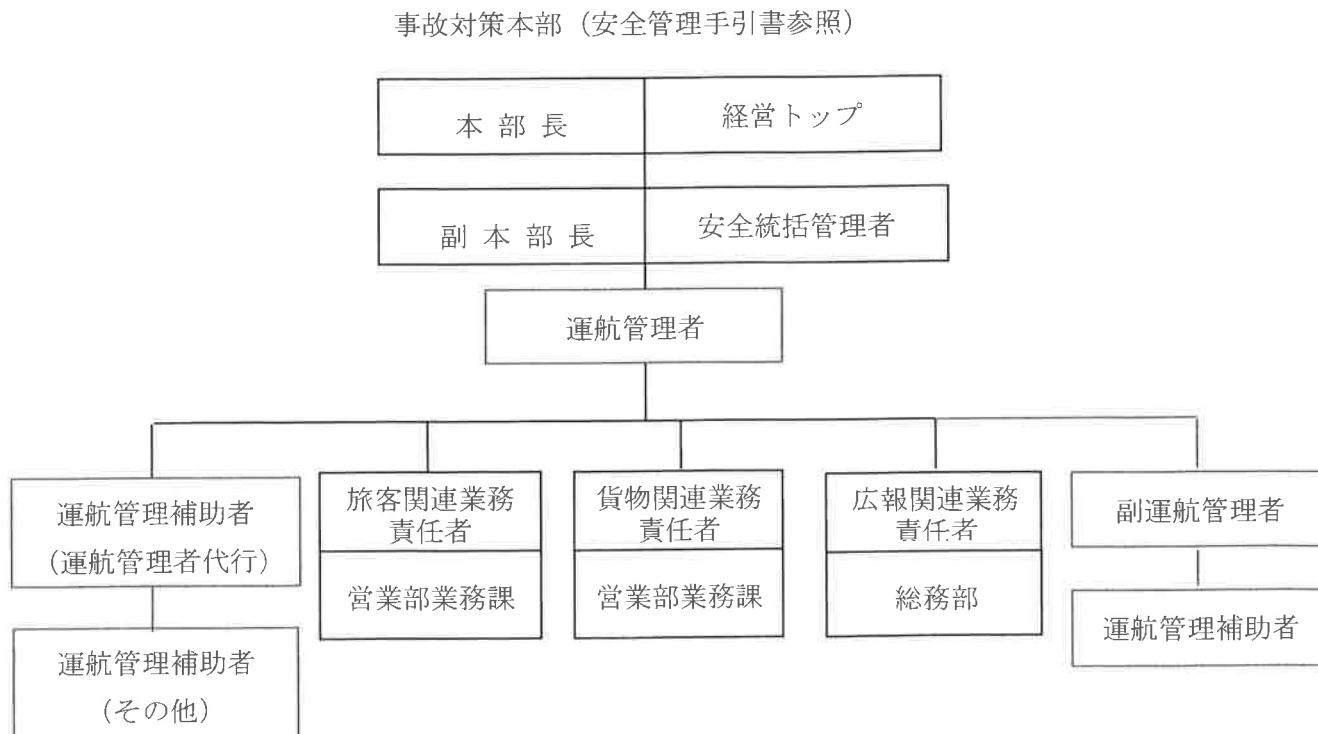
第 11 条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次のとおりである。



第 4 章 事故対策本部の設置等

(組織及び編成)

第 12 条 事故対策本部の組織及び編成は、次のとおりとする。



- ・ 対策本部を本社に設置する。
- ・ 外地での発生について、対策本部は副運航管理者を指揮し、協力をあおぐものとする。
(尚、状況によって、経営トップは運航管理者に外地への派遣を命令する。運航管理者はその場合運航管理者代行に対策本部での業務を引継ぐものとする。)

(職務分掌)

第13条 事故対策本部（以下「本部」という。）の要員の職務及び所掌業務は次のとおりとする。

1. 事故対策本部員の職務（安全管理手引書参照）

本 部 長 (経営トップ)	本部長は事故処理の基本方針を定め事故処理業務全般を統轄し本部員を指揮、監督する。
副本部長 (安全統括管理者)	本部長の定める基本方針に従い本部員を指揮して本部長を補佐するとともに本部長が指揮をとれない場合はその役職を代行する。
運 航 管 理 者	船舶の事故発生時の対応全般を統轄し、経営トップにより事故対策本部が設置されるまでは、それに責任を有する。また、事故の第一報受信者として必要な情報の入手・関係先通報を担当すると共に、事故対応措置の実務を遂行する。 事故に関連する船体・機関室等の損傷対応の為の諸手配業務並びに技術支援業務を担当し、それらに責任を有する。
運航管理補助者 (運航管理者代行)	運航管理者を補佐する。 事故に起因した乗下船者の手配業務、乗組員の家族への連絡等の船員関連支援業務を実施し、それらに責任を有する。
運航管理補助者(その他)	運航管理者を補佐する。
旅客関連業務責任者	運航管理者を補佐し、被災者およびその近親者の対応業務を担当し、それらに責任を有する。
貨物関連業務責任者	運航管理者を補佐し、車両、貨物及び郵便物の損傷及び紛失の状況把握及びそれらに対する補償に関する業務を担当し、それらに責任を有する。
広報関連業務責任者	各種情報の収集及び社内外に対する事故情報の提供に関する業務全般を担当し、それらに責任を有する。
副運航管理者	本部長の諮問に応じ、現地事故処理に関する本部長の特命事項の処理並びに現地の事故処理の実施についての助言及び支援を行い、運航管理者を補佐する
運航管理補助者 (副運航管理者代行)	副運航管理者を補佐する。

2. 対策部員の所掌業務

運 航 管 理 者	① 事故の実態の把握並びに必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。 ② 救難計画の立案及び実施に関すること。 ③ 船長への連絡及び指示に関すること。 ④ 関係機関への手配及び連絡に関すること。 ⑤ その他救助に必要な事項に関すること。
運航管理補助者 (運航管理者代行)	① 事故の実態の把握並びに必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。 ② 救難計画の立案及び実施に関すること。 ③ 船長への連絡及び指示に関すること。 ④ 関係機関への手配及び連絡に関すること。 ⑤ その他救助に必要な事項に関すること。 ⑥ 事故に起因した乗下船者の手配業務、乗組員の家族への連絡等の船員関連支援業務を実施し、それらに責任を有する。
運航管理補助者(その他)	運航管理者を補佐する。
旅客関連業務責任者	① 被災者の身元確認及び被災者名簿の作成に関する事項。 ② 被災者の近親者対応に関する事項。 ③ 運賃の払い戻しに関する事項。 ④ 旅客に係わる補償に関する事項（携帯品の免税品の扱いに注意） ⑤ 手荷物に関する事項。 ⑥ その他旅客に関する事項。

貨物関連業務責任者	① 車両、貨物及び郵便物（以下貨物等と略す）の損傷及び紛失状況の把握、並びに顧客対応に関する事項。 ② 貨物等の引渡しに関する事項。 ③ 貨物等に係わる補償に関する事項。 ④ その他貨物等に係わる事項。
広報関連業務責任者	① 各種情報の収集及び整理並びに事故対策関係者への情報の伝達に関する事項。 ② 被災者の近親者への事故情報の提供に関する事項。 ③ 報道関係者への事故情報の提供に関する事項。 ④ その他事故に係わる広報に関する事項。
副運航管理者	① 事故の実態の把握並びに必要な情報の収集、分析及び整理に関すること。 ② 救難計画の立案及び実施に関すること。 ③ 船長への連絡及び指示に関すること。 ④ 関係機関への手配及び連絡に関すること。 ⑤ その他救助に必要な事項に関すること。
運航管理補助者 (副運航管理者代行)	副運航管理者を補佐する。